

広報おおがた広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大瀧村（以下「村」という。）が発行する広報紙「広報おおがた」（以下「広報」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することによって、民間事業者等との協働による住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(掲載申込者の資格)

第2条 広報に広告の掲載を申し込む者（以下「広告主」という。）は、法人、団体、個人等とする。

(掲載基準)

第3条 次のいずれかに該当する広告は掲載できない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告掲載するものとして不適当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は別記のとおり定める。

(掲載位置及び規格等)

第4条 広告の掲載位置は、広報の表紙、裏表紙、重要な行政記事掲載面を除く各ページの下欄とし、広告の掲載数及び各広告の掲載箇所は、広報の編集状況を勘案し、総務企画課長が決定する。

2 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 1号広告 たて45ミリメートル、よこ185ミリメートル
- (2) 2号広告 たて45ミリメートル、よこ90ミリメートル

3 広告は全て単色印刷とする。

4 各月号1回あたりに掲載できる広告の上限は1号広告とする。

(掲載料)

第5条 各月号1回あたりの広告掲載料(以下「掲載料」という。)は次のとおりとする。ただし、掲載料には消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 1号広告 12,000円

(2) 2号広告 6,000円

(広告の公募)

第6条 広告の公募は、広報紙、村のホームページ、村の公式SNS等により行う。

2 村長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込)

第7条 広告主は、掲載希望発行日(毎月第1金曜日)の属する月の前々月の月末までに、広告掲載申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告を添えて、村長に提出しなければならない。

2 申込書の提出は次のいずれかにより行う。

(1) 郵送

(2) kouhou@vill.ogata.lg.jpへメールにより提出

なお、広告データのファイル形式はJPG、JPEG、PNG、GIF又はPDFのいずれかとし、データサイズは5メガバイト以内とする。また、印刷した際に鮮明となるよう解像度を調整して提出するものとする。

(審査)

第8条 申込書の提出があった場合、総務企画課にて内容等を審査のうえ、掲載の可否を決定し、村長に報告する。

(選考基準)

第9条 広告掲載可能箇所の数を超えて、広告を掲載することが適当と認められる

申し込みがあった場合、次に定める優先順位に従って掲載者を決定する。

(1) 第1順位 村内に住所もしくは事業所を有する法人、団体、個人等

(2) 第2順位 1号広告を希望する広告主

(3) 第3順位 連続掲載希望期間が長い広告主

2 前項の規定による優先順位に差がない場合は、総務企画課による厳正な抽選(非公開)を行い掲載者を決定する。

3 前2項の規定により掲載者を決定した結果、1号広告の掲載欄が確保できない場合、当該広告主と協議し、2号広告に切り替え、又は掲載希望期間を短縮することができる。

(掲載可否の通知)

第10条 村長は、総務企画課より広告の掲載の可否について報告があったときは、広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により広告主に通知しなければならない。

(掲載料の納付及び経費の負担)

第11条 決定通知書を受けた広告主は、掲載料を村長の指定する期限までに一括して前納するものとする。

2 広告掲載に係る広告の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載料の還付)

第12条 既納の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告掲載ができなかった場合、又は掲載した広告が申し込みした原稿の内容と著しく相違した場合は還付することができる。

(掲載の中止及び取消し)

第13条 村長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が、指定された期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告掲載の決定後に基準に反する事実が判明し、又は生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるとき。

- 2 村長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により、その旨を広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき広告の掲載を取り消したことに起因して、村に損害が生じたときは、広告主がその賠償の責任を負う。

（広告内容等の変更）

- 第14条 村長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱、基準に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 2 広告主は、広告の内容等を変更したいときは、広告掲載内容変更届（様式第4号）により速やかに村長に届け出なければならない。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別記（第3条関係）

広報おおがた広告掲載に関する取扱基準

（趣旨）

第1条 この基準は、広報おおがた広告掲載取扱要綱第3条2項に規定する基準として定めるものであり、広報誌面への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならな
いため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもてるもので
なければならない。

（規制業種又は事業者）

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定さ
れる業種及び風俗営業類似の業種
- （2）消費者金融に関するもの
- （3）たばこに関するもの
- （4）ギャンブルに関するもの
- （5）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や
事業者
- （6）法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- （7）債権取立て、示談引受け等を表現したもの
- （8）民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- （9）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- （10）本村の村税等の滞納がある事業者

（掲載基準）

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 村の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- キ 社会的に不適切なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

様式第1号（第7条関係）

広告掲載申込書

第 号
令和 年 月 日

大瀧村長 様

申込者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

広報おおがたに広告を掲載したいので、広報おおがた広告掲載取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり原稿(電子データ等)を添えて広告の掲載を申し込みます。

記

1. 広告を掲載する期間

※希望する掲載号を記入し、広告の規格（1号または2号）を○で囲んでください

※記入欄が足りない場合には適宜追加してください

令和 年 月号（ 1号 ・ 2号 ）

2. 広告の内容 別添による。

広告掲載決定（却下）通知書

第 号
令和 年 月 日

様

大湊村長 高橋 浩人
（公印省略）

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、下記のとおり決定（却下）したので、広報おおがた広告掲載取扱要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 決定（掲載する）

（1）広告を掲載する期間等

（2）広告の掲載料 円

（3）広告の掲載料の納付期限 年 月 日

2. 却下（掲載しない）

理由

様式第3号（第13条関係）

広告掲載決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

様

大湊村長 高橋 浩人
(公印省略)

年 月 日付け第 号で決定した広告の掲載について、下記のとおり取消したので、広報おおがた広告掲載取扱要綱第13条の規定により通知します。

記

取消しの理由

様式第4号（第14条関係）

広告掲載内容変更届

令和 年 月 日

大瀧村長 高橋 浩人 様

申込者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで決定のありました広告の内容等について、下記のとおり変更したいので、広報おおがた広告掲載取扱要綱第14条の規定により届け出ます。

記

変更の内容	
その他	